

**今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等
～こども大綱の策定に向けて～
(中間整理) (案)
について**

概要

○こども基本法において、以下が規定されている。

- ・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。
- ・こども大綱の案の作成に当たっては、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。

○骨太の方針2023（抜粋）

常にこどもや若者の視点でこどもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」を実現するため、こども基本法に基づき、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるこども大綱を年内を目途に策定し、こども家庭庁が「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔機能を発揮する中で、政府全体でこども施策を強力に推進する。（後略）

第1回こども政策推進会議（4月18日）

○こども大綱の案の作成の進め方について

<岸田総理発言>

- ・今月1日にこども家庭庁が創設され、併せてこども基本法が施行されました。そして、こども基本法に基づき、こども大綱の案の作成等を担うこの会議を立ち上げ、こども大綱の案の作成について、こども家庭審議会に諮問することを決定いたしました。
- ・こども大綱は、こども基本法に基づき、従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定める大綱であります。
- ・常にこどもや若者の視点で、こどもや若者の最善の利益を第一に考える、こどもまんなか社会を実現してまいります。そのためのこども大綱となるよう、こども未来戦略会議におけるこども・子育て政策の抜本強化に向けた議論も踏まえながら、こども家庭審議会において調査審議をいただき、この会議に小倉大臣から御報告いただくようお願いをいたします。

こども家庭審議会における調査審議の状況

【こども家庭審議会】

- 第1回：4月21日 内閣総理大臣からの諮問 等
：今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等について

【こども家庭審議会基本政策部会】

- 第1回：5月22日 立ち上げ、自由討議
- 第2回：6月20日 こども大綱の構成要素及び枠組み、目指すべき社会像、基本的な方針①
- 第3回：6月30日 こども大綱の構成要素及び枠組み、目指すべき社会像、基本的な方針②
- 第4回：7月13日 こども大綱の各論について①
((1) 幼児期まで～ (3) 思春期について)
- 第5回：7月25日 こども大綱の各論について②
((4) 青年期、 (5) 各ライフステージに共通する事項等について、こども大綱における基本的な施策の構成について)
- 第6回：8月10日 こども大綱の各論について③
(「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM、こども・若者の意見反映、施策の推進体制等)、中間整理についてこども・若者、子育て当事者等から意見を聴く取組について 等
- 第7回：8月31日 国際社会の動向等について

（1）今後のスケジュールについて

9月 基本政策部会（中間整理案）＜複数回開催＞ ※ 関係部会でも議論
こども家庭審議会総会（中間整理）

10月 こども・若者、子育て当事者等の意見を聴く取組 ＜調整中＞

- ①こどもわかものいけんの会（仮称） ②公聴会
- ③こどもパブリックコメント ④パブリックコメント
- ⑤こども若者★いけんぷらす ⑥インターネットモニターへのアンケート
- ⑦若者団体ヒアリング ⑧経済界・労働界ヒアリング ※別途、地方三団体からも意見聴取

11月 基本政策部会（答申案）＜複数回の開催を想定＞
こども家庭審議会総会（答申）
（答申を踏まえ、政府部内において作業）

12月 こども政策推進会議でこども大綱の案の了承
こども大綱の閣議決定

※こども大綱は、「こども未来戦略方針」及び同方針に基づく「こども・子育て支援加速化プラン」の内容を取り込むこととしている。

第4 こども施策を推進するために必要な事項

2 こども施策の共通の基盤となる取組

(1) 「こどもまんなか」の実現に向けたE B P M

(こども施策におけるE B P Mの浸透に向けた仕組み・体制の整備)

様々なデータや統計を活用するとともに、こども・若者からの意見聴取などの定性的なデータも活用し、個人情報を取り扱う場合にあってはこどもや若者本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、課題の抽出などの事前の施策立案段階から、施策の効果の事後の点検・評価・公表まで、それぞれの段階で、エビデンスに基づき多面的に施策を立案し、評価し、改善していく(E B P M: Evidence Based Policy Making)。その際、施策立案・実施の専門家である行政職員とデータ利活用等の専門家が協働・対話して進めていくこと、試行錯誤をしながら進めていくこと、定量的なデータに固執し過ぎず定性的なデータも活用することを認識しつつ進める。また、こども施策においては、何をアウトカムとするかが十分に定まっていないものが少なくなく、研究途上とも言えることから、こども・若者や子育て当事者の視点に立ち、施策の実態を踏まえて、何をアウトカムとすることが適切か、そうしたアウトカムをどのように得ていくのかについて検討していく。

大学・研究機関等の外部の専門家の登用・活用を進めるなど、こども施策の企画立案・実施を担う行政職員をE B P Mの観点から支援する体制を整備する。

こども施策の企画立案・実施を担う部署の職員に対し、E B P Mに関する周知啓発や研修、情報提供、支援を進める。

行政が中長期的な視野に立って優先順位等を付けた上で施策課題について研究テーマを提起し大学・研究機関等の創意工夫を活かす調査研究等を推進する。

新たに「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせる国立成育医療研究センターにおける、成育医療等に関するシンクタンク機能の充実を図る。

地方自治体が行うこども施策におけるE B P Mに関する取組について、好事例の展開等を行う。

第4 こども施策を推進するために必要な事項

2 こども施策の共通の基盤となる取組

(1) 「こどもまんなか」の実現に向けたE B P M

(こども施策に関するデータの整備、エビデンスの構築)

良質なデータがあってこそ導出されたエビデンスを施策課題等に照らして解釈することが可能となるとの認識の下、政府全体として収集すべきデータを精査し、各府省庁が連携して、こども・若者や子育て当事者の視点に立った調査研究の充実や必要なデータの整備等を進める。その際、国際機関等のデータとの比較の観点を考慮するとともに、こどもに関する長期的な追跡データや月次データ等の充実、男女別データの把握に努める。

こどもに着目したウェルビーイング指標の在り方について検討を進める。

こども施策の推進のために創出が必要なエビデンスを洗い出し、こども・若者や子育て当事者等の視点に立って、優先順位をつけ、エビデンスの構築に取り組む。その際、外部の専門家を活用し、透明性・客観性を高める。

こども・若者や子育て当事者に関する国が行った調査研究等で得られたデータの二次利用を推進する。